第 3807 묽

(2-2)



1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2009年)平成21年 7月 27日 月曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel: 06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 最低保証型一時払変額年金の取扱い

( ): 最低保証型一時払変額年金の受取時の 課税関係が明らかにされたそうですが、どの ようになったのですか?

A:年金受取時の必要経費の計算方法が明 らかにされました。

## 【解説】

これは、外資系生保会社からの照会を受け て、東京国税局が文書回答する形で明らかに なったものです。

概要は、米ドル建て一時払変額年金の年金 受取時の必要経費の計算方法で、次の算式で 求めた金額のうちいずれか小さいものを雑所 得の必要経費として扱ってよいというもので す。

A=年金支払開始時に支払いを受ける年金 の額(注1)×支払保険料の総額:年金支払 開始日の前日の基本保険金額

B=年金支払開始時に支払いを受ける年金 の額×支払保険料の総額÷年金支払開始時に 支払を受ける年金の額×年金の支払開始時の 被保険者の余命年数(注2)

- (注1) 年金支払開始時において、所定の金 融機関が公示する対顧客直物電信 売相場 (TTS) と対顧客直物電信買 相場 (TTB) の仲値 (TTM) により円 換算した額となります。
- (注2) 被保険者の余命年数は、所令82条の 3別表に定める余命年数表により ます。







